

市会議第 9 号

京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 1 7 日提出

提出者 市会議員 平井 良人 ほか 1 3 名
(日 本 共 産 党 市 議 団)

京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を
改正する条例

京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

目次中「第 7 条」を「第 6 条」に、「第 8 条～第 1 6 条」を「第 7 条～第 1 4 条」に、「第
1 7 条～第 2 1 条」を「第 1 5 条～第 1 9 条」に、「第 2 2 条」を「第 2 0 条」に改める。

第 1 条中「、宿泊者及び市民の責務」を「及び宿泊者の責務」に改め、「ことにより」の
右に「、住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化を防止するとともに」を加え、「確保する
とともに、宿泊者に対し質の高いおもてなしを提供することができる環境を形成し」を「確
保し」に改める。

第 5 条第 3 項中「住宅宿泊事業者等は」の右に「、住宅宿泊事業の実施に当たっては、
周辺地域の環境との調和に配慮し、住民の生活環境を脅かさないよう努めるとともに」を
加える。

第 7 条を削る。

第 8 条第 1 項第 6 号を同項第 8 号とし、同項第 5 号の次に次の 2 号を加える。

- (6) 管理を委託しようとする場合においては、当該住宅宿泊管理業務を委託しようとする
住宅宿泊管理業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）及び連絡先
- (7) 住宅宿泊管理業者が住宅宿泊管理業務の一部を他の者に対し委託しようとする場合
においては、当該住宅宿泊管理業務の一部を委託しようとする者の氏名（法人にあって
は、名称及び代表者名）及び連絡先

第 8 条第 3 項中「第 1 1 条第 3 項において同じ。」を削り、「応じるよう努めなければ」
を「応じなければ」に改め、第 2 章中同条を第 7 条とする。

第 9 条第 1 項第 4 号中「第 1 2 条第 1 項」を「第 1 0 条第 1 項」に改め、同項第 5 号を
削り、同項第 6 号中「代表者名）」の右に「及び住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者又は住

宅宿泊管理業務の一部の委託を受けた者の別」を加え、同号を同項第５号とし、同項中第７号を削り、第８号を第６号とし、第９号から第１１号までを２号ずつ繰り上げ、同条第２項第４号を削り、同項第５号中「第１２条第１項」を「第１０条第１項」に改め、同号を同項第４号とし、同項第６号中「(当該届出をしようとする住宅の内部に現地対応管理者を駐在させないときは、現地対応管理者が駐在する場所から当該届出をしようとする住宅への移動の経路を示したものに限る。)」を削り、同号を同項第５号とし、同項第７号を同項第６号とし、同号の次に次の１号を加える。

(7) 近隣住民が、当該届出をしようとする住宅において住宅宿泊事業を営むことに反対する意思がないことを証する書類として別に定めるもの

第９条第３項中「から第５号まで、第８号又は第９号」を「、第４号、第６号又は第７号」に、「同項第６号又は第７号」を「同項第５号」に改め、同条第４項中「第２項第５号から第７号まで」を「第２項第４号から第６号まで」に、「同項第５号又は第７号」を「同項第４号又は第６号」に、「その日」を「、その日」に改め、「、同項第６号に掲げる書類に記載された事実(同号に規定する駐在する場所又は移動の経路に限る。)」を変更しようとするときはあらかじめ、」を削り、同条を第８条とする。

第１０条第１項の表を次のように改める。

区 域	期 間
都市計画法第８条第１項第１号に規定する第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域及び第２種中高層住居専用地域	４月１日正午から翌年４月１日正午まで
路地状部分のみで道路に接する敷地又は袋路状の道（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）若しくは幅員が４メートル未満の道にのみ接する敷地（当該敷地が届出住宅の占有者以外の者が主として占有する部分又は他の敷地の占有者との共用に供する部分を含むときは、当該部分を除く。）の区域	
旅館業法第３条第３項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の境界線からの水平距離が１１０メートルの範囲内の区域	
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）宿泊施設規制特別用途地区	

第１０条を第９条とし、第１１条を削る。

第１２条第３項中「住宅宿泊事業者」の右に「(当該宿泊事業者が法第１１条第１項の規定により届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理者に委託した場合にあっては、当該住宅宿泊管理者を含む。次項から第７項まで、第１１条第２項、第１２条、第１３条、第１５条、第１６条及び第１８条において同じ。)」を加え、同条第４項ただし書を削り、同条第７項本文中「又は当該届出住宅におおむね１０分以内に到着することができる

場所（以下この項において「現地対応管理者待機場所」という。）」を削り、同項ただし書を削り、同条を第10条とする。

第13条を第11条とする。

第14条の見出し中「届出住宅等」を「届出住宅」に改め、同条第1項第3号中「第12条第4項」を「第10条第4項」に改め、同条第2項を削り、同条を第12条とする。

第15条各号列記以外の部分中「第4号」を「第3号」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条を第13条とする。

第16条第1項各号列記以外の部分中「前々月における」の右に「現地対応管理者の勤務実績及び」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「第9条第1項第9号」を「第8条第1項第7号」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「第9条第3項」を「第8条第3項」に、「同条第1項第9号」を「同条第1項第7号」に改め、同条を第14条とする。

第3章中第17条を第15条とし、第18条を第16条とし、第19条を第17条とする。

第20条各号列記以外の部分中「第17条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条を第18条とする。

第21条を第19条とする。

第22条第1号中「第9条第1項」を「第8条第1項」に、「第16条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条第2号中「第9条第2項」を「第8条第2項」に、「第16条第2項」を「第14条第2項」に改め、同条第3号中「第17条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条第4号中「第18条第1項」を「第16条第1項」に改め、第4章中同条を第20条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出をした者が営む当該届出に係る住宅（以下「既存住宅宿泊事業所」という。）のうち、この条例による改正後の京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に適合しないものについては、令和12年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、既存住宅宿泊事業所については、改正後の条例第9条第1項の規定は、適用しない。

4 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を見直す等の必要があるので提案する。